

第65回安城七夕まつり公募トライアル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城七夕まつりの開催効果を高め、市民相互のふれあいの促進を図るため、安城七夕まつり協賛会（以下「協賛会」）が予算の範囲内において交付する安城七夕まつり公募トライアル事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、「願いごと、日本一。」をコンセプトとして、伝統ある安城七夕まつりを盛り上げる意欲を持った団体等が、第65回安城七夕まつりのテーマである「笑顔」に則り実施するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、実施の時間帯及び会場については、他の補助事業者との調整の必要性が発生した場合、協賛会が行う変更等の相談に応じるものとし、物販を行う場合は協賛会が開催する出店委員会に出席すること。

- (1) 広く市民の参加が見込まれ、賑わいの創出につながるものであること。
- (2) 第65回安城七夕まつりの開催に合わせ、新規に実施する事業または拡充する事業であること。
- (3) 事業の実施時間として、別表1に掲げる範囲内において行うものであること。
- (4) 事業の実施場所として、原則、七夕まつり会場内で行うものであり、会場の確保が見込める事業であること。なお、1事業につき1枠1時間を基本とし、最大3枠3時間以内を上限とすること。但し、ステージを利用しない場合はこの限りでない。
- (5) 対象となる事業に対し、安城市の他の補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象事業としないものとする。

- (1) 政治、宗教及び営利活動を目的とするもの
- (2) 公の秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) その他協賛会長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、別表2に掲げる経費のうちで、補助対象事業者が実施する当事業の実施に直接必要と認められるものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費として算出された金額に基づき、次の各号に掲げる区分に応じて交付する。

(1) 団体規約などを有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立され、自ら経理を行う会計組織を有する法人、団体又は個人（入場料、物販等により事業実施者が収入を得る場合を含む）が実施する事業 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。（補助額50万円を上限とする。）

(2) 前号の規定にあてはまらない団体、個人等が実施する事業 補助対象経費に10分の10を乗じて得た額。（補助額50万円を上限とする。）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、平成30年3月9日(金)までに、第65回安城七夕まつりにおける実施事業に関し、安城七夕まつり公募トライアル事業補助金交付申請書（様式第1）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、協賛会長あてに申請しなければならない。なお、同一の団体が複数の事業を行う場合は、個々の事業として申請するものとする。

(1) 実施計画書（様式第2）

(2) 収支予算書（様式第3）

(3) 個人・団体概要書（様式第4）

(4) その他協賛会長が必要とする書類

2 交付申請書に記載する補助金交付申請額は、第4条に定める補助金額の範囲内とする。

（決定及び通知）

第6条 協賛会長は前条の規定により申請があったときは、安城七夕まつり公募トライアル事業検討委員会（以下「委員会」という。）に審査をさせ、委員会は協賛会長から提示された予算の範囲内において、採択するものとする。

2 協賛会長は、前項の規定により委員会から採択の結果を受け、補助金の交付を決定したときは、安城七夕まつり公募トライアル事業補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」）により、補助事業者に通知するものとする。

3 協賛会長は、前項の規定による交付の決定をする場合において、条件を付することができるものとする。

（事業計画の変更等）

第7条 補助事業者が、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた後において、当該事業の計画を変更する場合（事業そのものを中止する場合を含む。）は、直

ちに協賛会長に補助事業等計画変更申請書及び変更後の収支予算書を提出しなければならない。

- 2 協賛会長は、前項の規定により計画の変更申請があったときは、変更内容を審査検討し、前条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に著しく異なる変更があると認めるときは、同条の規定による決定を変更し、公募トライアル事業補助金変更決定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、協賛会長から要求があった場合は、速やかに状況報告書を協賛会長へ提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後、平成30年8月31日(金)までに安城七夕まつり公募トライアル事業実績報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて協賛会長へ提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第6)
- (2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の支払関係書類の写し
- (3) 記録写真
- (4) 事業実施のために制作した広報啓発物等
- (5) その他協賛会長が必要とする書類

(交付の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第7)に交付決定通知書の写しを添付して協賛会長へ提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けなければ、事業の実施が困難となる場合、補助事業者は、事業の完了前に補助金の前払請求を行うことができる。
- 3 前項に基づき補助事業者が前払請求を行う場合は、前払申請書に補助金等交付決定通知書及び本人確認書類の写しを添付して協賛会長へ提出しなければならない。

(交付の時期)

第11条 協賛会長は、前条の規定に基づく請求書を受理した場合、受理した日から速やかに補助事業者が指定する口座に振り込むものとする。

なお、口座振込に要する費用は、協賛会が負担する。

- 2 前項の規定に関わらず、補助事業者から前条第2項に基づく前払請求がなされ

た場合であって、協賛会長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金交付決定額の範囲内においてその一部を交付することができる。

なお、この場合において、補助金交付の額及び時期は、前条第3項に定める前払請求書の理由に基づき、協賛会長が決定する。

(交付決定の取消及び補助金等の返還)

第12条 協賛会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 補助事業が、第2条第1項に掲げる条件に該当しなくなったとき又は同条第2項に掲げる条件に該当すると認められるとき。

(2) 申請の内容、事業の実施等において不正があったとき。

(3) その他協賛会長が取消しに相当する事由があると認めた場合。

2 協賛会長は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助事業者等は、前条第2項の規定により、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協賛会に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、安城市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和39年条例第13号）に定める額の延滞金を協賛会に

納付しなければならない。

5 協賛会長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(端数計算)

第14条 第4条、第5条、第7条、第12条及び第13条に基づく金額の算定において1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(情報公開)

第15条 協賛会長及び補助事業者は、補助事業に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守し、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協賛会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

別表 1 (事業の実施時間)

【ステージを利用する場合】

(1) 願いごとステージ

8月3日(金)	① 午後3時から午後9時のうち、1～3時間
8月4日(土)	② 午前10時から午後4時までのうち、1～3時間 ③ 午後6時から午後9時までのうち、1～3時間
8月5日(日)	④ 午前10時から午後4時までのうち、1～3時間
<ul style="list-style-type: none"> ・ステージ、照明、音響設置費用は協賛会にて負担。 ・その他運営費用は事業実施者負担。(補助対象経費) ・準備、片付け時間を含む。 	

(2) アンフォーレ室内ステージ

8月4日(土)	⑤ 午後6時から午後9時までのうち、1～3時間
8月5日(日)	⑥ 午後5時から午後8時までのうち、1～3時間
<ul style="list-style-type: none"> ・ステージ、照明、音響設置費用は協賛会にて負担。 ・その他運営費用は事業実施者負担。(補助対象経費) ・準備、片付け時間を含む。 	

【ステージを利用しない場合】

(3) 願いごと広場

8月3日(金)	⑦ 午後3時から午後9時
8月4日(土)	⑧ 午前10時から午後9時
8月5日(日)	⑨ 午前10時から午後8時
<ul style="list-style-type: none"> ・他のイベント(ステージ・パレード等)との重なりを回避すること。(協賛会にて調整する場合があります。) ・願いごとステージとの重複利用も可。 ・準備、片付け時間を含む。 	

(4) 駅西平面駐車場

8月3日(金)	⑩ 午前10時から午後9時
8月4日(土)	⑪ 午前10時から午後9時
8月5日(日)	⑫ 午前10時から午後8時30分
<ul style="list-style-type: none"> ・他のイベント(ステージ・パレード等)との重なりを回避すること。(協賛会にて調整する場合があります。) ・準備、片付け時間を含む。 	

(5) その他

8月3日(金)	⑬ 午前10時から午後9時
8月4日(土)	⑭ 午前10時から午後9時
8月5日(日)	⑮ 午前10時から午後8時30分
<p>・他のイベント（ステージ・パレード等）との重なりを回避すること。（協賛会にて調整する場合があります。）</p> <p>・準備、片付け時間を含む。</p>	

別表2（補助対象経費）

	区分	補助対象経費
補助対象経費	設備費	・舞台・ステージ（願いごとステージ設置費用は除く）、音響、照明設置費等 ・運営用テント設置費等
	工事費	・仮設電源工事費等
	演出費	・タレント及びキャラクター出演料等
	広報費	・チラシ及びポスター製作費等 ・啓発素材製作費等
	通信運搬費	・はがき、切手及び宅配経費等
	清掃費	・清掃費等
	人件費	・警備員人件費、運営プロデューサー、司会者謝礼
	水道光熱費	・水道（下水道使用料含む）、電気及びガス使用料等
	事務費	・各種申請手数料 ・会議並びに説明会及び講習会用会議室使用料等
	保険料	・イベント傷害保険料、各種賠償責任保険料等
	賃借料	・イベント用備品・設備等賃借料
	消耗品費	・イベント運営用一般事務用品等
	旅費交通費	・招聘タレント交通費等
	燃料費	・発電機燃料費等
その他	・事業実施に直接必要な経費として会長が認めるもの	
補助対象外経費	主催者の人件費、飲食に係る経費（食材費も含む。但し、会議の際提供するお茶代若しくは当日の熱中症対策に要する必要最低限のものは可）、団体管理運営費、事務所維持費（生活雑費、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。）、航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）、印紙代、振込手数料、交際費・接待費、手土産代、打ち上げ費、備品等購入費 等	